

第5部 大学院事業構想学研究科

1. 事業構想学研究科の理念・目的等

(1) 事業構想学研究科の理念・目的等に関する目標

目標：研究科の目的・人材育成目標などを明確にし、その浸透・普及をはかる。

目標の説明：「事業構想学」は、事業の着想・計画・実現・運営の諸過程を研究対象とする学際的かつ総合的な経験科学の1分野で、この一連の課程が「事業構想」であり、これには多くの知識、技術が相互かつ密接にかかわる（以上「平成18年度宮城大学大学院履修ガイド」より）。いま世界は、こうした学際的な社会的応用科学を追及しなければならない時期であり、宮城大学はこうした時代の要請にこたえるべく設置されたものである。そうした背景のもと、事業構想学研究科修士課程は平成13年度に設置され、本年で6年目を迎えた。

事業構想学研究科の理念は、上記の時代的要請を受け止め、地域社会への貢献をより高度なレベルで達成し、その成果により、地域の発展をリードし、なおかつ世界に開かれた学問としての事業構想学の理念と応用の技術を備えた技術者・事業者・研究者を養成することにある。

また、「事業構想学」は、宮城大学がわが国ではじめて掲げたものであり、その学問体系はまだ確立過程にあるといえる。したがって、本研究科では、教育・研究の理念と方法・技術を探求して事業構想学の確立を果たし、その成果をもとに人材養成と地域・社会への貢献を実現するとともに、これをさらに本研究科の教育・研究に反映させるという創造・還元・循環型であり、かつ深化・発展型の研究科を実現するという目標を掲げている。

事業構想学研究科の教育目標は、「産業振興や地域振興を対象とした事業構想にかかわる高度職業人の養成」を掲げており（以上「平成18年度宮城大学大学院履修ガイド」より）事業構想の高度な専門知識とスキルを身につけた高度職業人の養成を目指している。

具体的には、「事業プロジェクトの推進を図りうる学識や技術を身につけ、事業の円滑な実施に向けて計画を策定できる人材」、すなわち、高度の研究成果に基づいて、発想の検討段階、計画の立案、事業化の推進、事業の運営にいたる一連の過程を一貫して運営・指導できる有為な人材（知的でたくましい人材）を養成することを目標にしている。そのためにも、宮城大学事業構想学部における学部教育からの一貫した人材育成も重視している。

輩出する人材には、産業分野の各種プロジェクトの最前線での役割を担うだけでなく、地域コミュニティの再生・活性化を含む広義のサービス産業を中心とした公的分野・非営利分野の各種プロジェクトのリーダーとして活躍し、東北地方の産業振興をはじめとする地域振興に寄与することを目標にしている。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会A群): 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

研究科の理念・目的の適切性

地域社会への貢献を研究科の理念・目的に持つことは、大方の県立大学の基本的な役割である。また、地域社会における問題や課題は、グローバルな条件によって常に変動するものであり、常に世界的な位置づけのなかで、事業構想学の学問としての検証を行うことは重要である。

このように研究科の理念的根拠である「事業構想学」について、その学問としてのあるべき姿を常に検証するとともに、教育に反映されているかどうかの検証は重要である。

人材育成目標の適切性

事業構想の高度な専門知識とスキルを身につけた高度職業人の養成、つまり、事業の企画から運営にいたる一連の過程を一貫して運営・指導できる人材を養成することは、多様な自然資源を有するものの、それを価値化するための経済基盤や技術応用力に乏しい東北地方において、きわめて有効かつ重要な課題である。

理念・目的ならびに人材育成目標の普及・浸透

研究科の理念・目的ならびに人材育成の目標は、教員と院生の双方が常に認識した上で、教育研究活動に取り組まなければ、目標の達成は困難である。したがって、その普及・浸透が行われるような研究科運営が必要になる。

評価項目2 (基準協会B群): 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成の目的の達成状況

研究科の理念・目的の適切性の検証

本研究科では、平成15年12月には自己点検評価を行い、平成17年度には新カリキュラムでの教育を実現しているが、カリキュラム検討に先立って、研究科の理念・目的の適切性について再検討が行われてきた。また、毎年夏季に実施される教員によるFDを行う際に、課題ごとの検討に先立って、研究科の理念・目的の再確認が行われている。FDの成果については別途記述する。

平成17年度からは、本研究科の目的をより高度に達成するために、博士後期課程の設置を視野に入れた大学院改革にかかわるワーキンググループを教員で組織し、平成19年度における申請の準備を行っているところである。そのなかで、研究科修士課程の再編についての検討が行われたが、これまでの研究科の構成の上に博士後期課程を設けることとなり、その理念・目的は基本的に継承されることになった。そのなかで、これまで以上に、地域社会への貢献の重要性が強調されることになった。(大学院改革にかかわる教授会資料=ワーキンググループ作成を参照)

人材育成目標の適切性の検証

上記の研究科の理念・目的の再検討に当たって、必然的に人材養成の目標については検討が行われてきた。博士後期課程において、各種事業のプロジェクトマ

ネージャとして、研究能力を備えた技術者・事業者（研究的技術者、研究的事業者あるいは技術者・事業者としての研究者）の養成が重要であるとの研究科内の合意に至った。そのためには、博士前期課程（現修士課程）において、後期課程で問われる研究論文作成の能力を含む研究能力を身に着けることの重要性が確認され、従来からの高度職業人養成に加えて、院生が2つの方向を選択できるよう再編することになった。

このように後期課程の設置にともなって、修士課程の見直しが行われることになったことから、これを「大学院改革にかかわる教授会資料」から要約すると、「時代の変化に適切かつ敏速に対応できる各分野の研究者（実業の世界では高度なプロジェクトマネージャ）の養成が必要で、現在の修士課程に続ける形で改組（社会人コース設置など）する」としている。

そこにあげられているプロジェクトマネージャの資質として、これからの時代には、持続可能な企業の経営部門や、行政の中核・執行部門を支える人材養成が求められており、下記のような調査研究能力を備え、企画開発上の高度な基盤技術をベースにした研究・開発力を備えた人材（技術的研究者、事業者的研究者あるいは研究技術者・事業者）の養成を目指すとしている。

- 1) 産業・事業に関わる営利系や、地域・社会に関わる非営利系における時代の変化、経営・技術環境の分析や最適化の予測ができる。
- 2) それを実践に応用するための企画開発を行うことができる。
- 3) 実践・実現へ向けた管理・運営を行うスキルがある。
- 4) スキルを生かす基盤技術としてのマルチメディアや感性情報処理への対応が可能である。
- 5) 地域社会などの文化・歴史背景を伴い、持続的な社会基盤化を目指す建築を含むデザインへの対応ができる。
- 6) これらの全体を統合して統治・管理する能力。

理念・目的ならびに人材育成目標の普及・浸透

研究科の理念・目的ならびに人材育成目標については、毎年入学する院生に配布する大学院履修ガイドのなかで、各研究科の冒頭に、ア) 事業構想学の意義、イ) 人材育成の目標、ウ) 事業構想学研究科の構成と特徴、などが記述されている。また、この履修ガイドには、担当教員の授業計画が記載されることから、これによって教員・院生ともに理念・目的ならびに人材育成の目標が再確認される。さらに、このガイドは毎年更新され、内容については見直しが行われている。

また、例年おこなわれるFDが、理念・目的ならびに人材育成の目標を教員全体に普及・浸透させる有効な機会となっている。

目標達成度：A

本項目における評価の目標は、掲げられた理念・目的および人材育成の目標が適切であるかを検証し、その浸透・普及を図ることである。

研究科の理念・目的ならびに人材育成の目標は、時代や大学院を取り巻く状況によって、適切であるかどうかの検証は常に行われなければ、その社会的役割を

果たし、本学の目標である実学を通しての社会貢献にはつながらない。したがって、これまでカリキュラムの改定というおおむね4年間という中期のサイクルで検証してきたことは適切であり、さらにFDなどの機会を捉えて毎年検証する機会を持つなど、このように中期・短期のサイクルで目標等を検証することは適切だと考える。

そして、検証の結果、当初からの理念・目標の基本は揺るぐことなく、その一方でより具体的に迫るものとして表現されてきた。このことから、当初の理念・目標が適切であったことが確認されるとともに、その内容がいっそう明確化されるよう検証が行われてきたことは評価できるものと考えられる。

そして、それらは、単に抽象的な内容にとどまることなく、後述するカリキュラムの改定、教員組織の再編など、具体的なシステムや教育内容に反映されるものであったことから、有効な検証であり、それが具体的に反映されること自体が教員・院生への浸透・普及につながると判断できる。

以上から、本大項目については「A」と評価できる。

(3) 残された課題

これまで、研究科の理念・目標の再確認と普及・浸透は、カリキュラムの改定や大学院改革といういわば外的な課題の出現を契機に検証が行われてきたが、こうした課題については、今後はつねに検討する体制を研究科内部に用意することが望まれる。

(4) 残された課題の達成の見込み

理念・目標の検証は、基本的には中・長期のスパンで行われることが適当と考えられるが、関連する意見や外部の情報把握は常時行われる必要がある。したがって、現在組織されている学部評価委員会において、1年ごとに研究科の理念・目標にかかわる議論を整理・分析するとともに、FDなどの場で計画的に議論するための準備をする。

2. 修士課程の教育内容・方法等

(1) 事業構想学研究科の教育内容・方法等に関する目標

目標：領域・分野の再編成等によって教育内容・方法を大幅に改善する

目標の説明：事業構想学研究科は、事業構想学部で目指した事業構想学の理念をさらに深く追求することを目的に平成13年度に創設された。当初は、事業構想分野、事業論分野、デザイン情報分野の3領域の分野により構成され、主に学部事業計画系の教員を中心に、それにデザイン情報系の一部教員が加わるという体制になっていた。平成14年度の外部評価及び平成15年度以降の改革委員会の活動の中で、研究科の改革についても、学部同様に検討が始められた。大学院改革の骨子は、専門技術者養成の大幅拡充、事業構想分野と事業論分野のビジネスプラン領域と地域プラン領域への再編とそれに伴う人材育成目標の明確化、社

会人教育の重視、教員による研究指導体制の改善、入学定員の拡充、担当教員の拡充等であるが、これらの大規模な再編が教育内容やその方法を改善するものである必要がある。このような背景から、目標を「領域・分野の再編成等によって教育内容・方法を大幅に改善する」と定め、この目標に従い評価を行うものとする。

(2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

事業構想学研究科は、事業構想学部で目指した事業構想学の理念をさらに深く追求する目的として創設されたものであり、事業構想学の確立という目標を、教員、学生の共通認識とし、この目標に沿って社会科学の学問知識や自然科学系の技術成果をより有機的に活用することを目指している。また平成17年度の研究科改革案では、宮城大学の理念の目的は高度な実学を通してホスピタリティとアメニティの行き届いた地域社会の実現に貢献することであると述べており、これをそのまま理念に適用している。

事業構想学研究科の教育課程は、研究科開設当時は、事業構想学部の基礎論となる「事業構想分野、特定の個別事業を展開する上での知識・ノウハウを学ぶ「事業論分野」、情報技術や新たな事業プロジェクト開発のためのインフラストラクチャの計画手法を学ぶ「デザイン情報分野」の3つの分野から構成されていた。また授業科目は、講義科目と演習、特別講義で構成される。さらに分野毎に特別演習を設け、分野に所属する専任教員全員による集団指導体制が取られていた。

平成17年度からの大学院改革では、専門技術者養成の大幅拡充とそれに伴う担当教員の拡充を図り、またビジネスプラン、地域プラン、空間デザイン、情報デザインの4領域、さらにそれぞれに幾つかの分野を設けて再編成を図っている。さらに集団指導体制を廃止し、個々の教員による指導体制による方式に変更になっている。

設置時の教育目標は「事業プロジェクトの推進を図りうる学識や技術を身につけ、事業の円滑な実施に向けて計画を策定できる人材の育成」、また大学院改革時における教育目標は「産業振興や地域振興を対象とした事業構想に関わる『高度職業人』の養成」を教育目標としている。

このような教育課程の再編により、研究科の指導分野の拡充を図るとともに、個々の教員の専門性を反映したより高度な教育研究を実現することが可能となる。このようなことから、上記の研究科の理念・目的、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条1項に基本的には適合する。一方、問題点としては、領域間の境界が明確に線引きされたことにより、旧体制とは逆に、融合による新しい研究への発展を阻害している面もあると考えられ、その評価が必要である。

評価項目 2 (基準協会 A 群): 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

事業構想学研究科は、学部に基礎を置く研究科であるが、開設時の教育課程では特にデザイン情報分野において、学部との連携がうまくなされていないという問題があった。この問題については平成 17 年度からの改革により、学部・学科あるいはコースに立脚した形での教育が可能となるようになった。研究科を担当する専任教員は学部教育を兼任しており、学部での講義、演習科目をさらに高度化、抽象化した内容での教育を行っており、それぞれの内容は明確に区別し得るものとなっている。

評価項目 3 (基準協会 B 群): 国内外の大学等と単位互換を行なっている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

修士課程の修了は本学大学院に 2 年以上在学して、定められた授業科目を履修の上、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたものの内、学位論文の審査及び最終試験に合格する条件である。この条件に関連し、他大学院で対応可能な条件は下記のとおりである：

他の大学院などにおける研究指導

1 年を超えないという条件で課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

他の大学院における履修科目の履修

修了に必要な授業科目の履修単位数は 30 単位以上の単位であり、その内、10 単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

評価項目 4 (基準協会 A 群): 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人、留学生の教育課程編成に関しての特別な配慮は現時点では特に設けられていないが、今後予定している博士課程の新設に伴い、社会人、留学生への配慮を検討中である。

留学生の研究指導に関して、平成 16 年度から修士論文の執筆は日本語のほか、英語でも可能になった。

評価項目 5 (基準協会 A 群): 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

事業構想学研究科の研究課程の流れは、1 年次学生は研究指導教員の指導のもと、履修計画書に従って科目の履修をし、修士論文のテーマ及び研究計画について構想を練る。研究テーマに沿った文献の講読や基礎的なデータの収集・分析などを行う。2 年次の 4 月末に学生は修士論文の仮題目を提出し、修士論文執筆の意思確認を行う。以降、進行中の研究成果を領域の演習で随時発表し、教員の指導を受ける。11 月末に修士論文第一稿を提出し、教員の指導のもと、論文の精度を高めていく。翌年 1 月には、修士論文を提出し、2 月には、学位論文審査委

員会による修士論文審査・最終試験が行われ、合格した学生が、修士課程修了となる。

1年次から、研究テーマに沿った指導が、科目履修や演習を通して行われ、学生は2年次に仮題目を提出するまで、修士論文の目途を立てることができるような指導の流れとなっている。修士論文執筆中には指導教員とのディスカッションを繰り返し、より精度の高い修士論文に向けての努力が双方でなされている。

評価項目6（基準協会A群）：学生に対する履修指導の適切性

毎年4月と10月の学期初めには、新入生のオリエンテーション、在学生のガイダンスを研究科全体で行い、履修登録の確認や、修士論文執筆の進め方などの文書を配布し周知させている。1年次生には、担当教員が研究テーマの確認をしながら、時間割の作成を行わせ、「履修計画書」を提出させている。また、分野ごとに「履修モデル」を提示し、専門に履修する分野や目指すべき進路により、履修する科目を明確にしている。本学大学院生の講義科目の履修状況はおおむね良好で、事前の科目の情報提供や履修に係る個別指導の効果は出ているといえる。

評価項目7（基準協会B群）：指導教員による個別的な研究指導の充実度

平成18年から、修士論文の指導が複数指導制から個別指導制に切り替わり、1学生1教員のマンツーマン体制となった。学生はより専門性の高い指導を受けることが可能になり、学生・教員間のコミュニケーションも密になった。また、領域によっては、学生の報告会を開催しながら、相互に学生の指導の進捗の把握や教員間の情報交換を行っている。今後は、全領域で、個別指導体制と並行して、報告会のような場をセットし、学生の進捗の把握とともに、学際的な研究テーマを持った学生への対応もできるよう整備をしていく。

評価項目8（基準協会C群）：複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

平成14年度から平成17年度までは、1年次から複数の教員による指導体制を実施した。1年次には、学生の研究テーマに即した講義科目を履修させるための「履修指導教員」を、2年次には、研究テーマを修士論文へ発展させる指導を行う「研究指導員」をそれぞれ、1学生につき2名の専任教員をあてた。テーマによって非常勤教員が指導にあたる際には、上記専任教員1名と非常勤教員が「補助者」となり、学生に対して責任ある指導が行えるよう配慮した。

評価項目9（基準協会A群）：教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

教育指導方法の改善については、年1回開催されるFD（後述）の中の研究科分科会の中で、組織的に検討されている。しかし日常的な改善については、教員各人にゆだねられており、教育指導方法の継続的かつ組織的な検討の仕組みを構築する必要がある。

評価項目 1 0 (基準協会 A 群): シラバスの適切性

全授業・演習についてシラバスを作成し、印刷媒体として学生に配布している。シラバスの記載内容は講義概要、成績評価基準、教科書・参考書等となっており、学生の学修の活性化に寄与している。迅速な電子媒体化や教育目標の明確化等の記載項目等の恒常的な改善を継続する必要がある。

評価項目 1 1 (基準協会 B 群): 学生による授業評価の導入状況

事業構想学研究科では、授業評価は行われていない。1つの理由は、研究科全体の学生数が少ないため、個々の授業に参加する学生数も数人程度になってしまうため、学生の立場からみて率直な授業評価がしにくい、ということがある。しかし、授業改善のためのフィードバックはなんらかの形で行われなければならない、教員と学生がともに授業の質を高めていくオープンな雰囲気醸成すると同時に、学生が授業評価しやすい手法を開発することが課題である。

評価項目 1 2 (基準協会 A 群): 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

修士課程の学位の授与状況は、年間 10 名前後となっている(基礎データ表 7)。

修士課程の修了は、2年以上在学して、定められた授業科目を履修の上 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者のうち、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て学長が認定するとしている。学位は宮城大学学則及び大学院学則に基いて定められる宮城大学学位規程の他、研究科履修規程、学位論文審査要綱、学位論文審査委員会の運営に関する申し合わせ等の必要な規則に則って進められており、適切な運用が図られている。論文資産については、主査 1 名(指導教員)、副査 2 名の合計 3 名による論文審査委員会を設置し、論文審査を公正に行う仕組みを取っている。また学位論文の審査においては、論文審査の他、学位論文最終試験として公開の発表会を設けており、その品質確保に努めている。今後は、客観的な基準となり得る学位の授与方針、基準を明文化する必要がある。

評価項目 1 3 (基準協会 B 群): 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位審査の最終試験として、公開の発表会を設けており、学内における透明性、客観性を確保する措置を講じており、適切に運用がなされている。

評価項目 1 4 (基準協会 B 群): 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

修士課程の在学期間は 2 年以上であるが、優れた研究業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとしている。修得単位の緩和措置を講ずるものではなく、適切な措置であるが、現時点までに適用の例は無い。

目標達成度：B

目標に示される「領域・分野の再編成」については、平成17年度からの大学院の大幅な改革による実現されており、この点についての達成度は高く評価できる。今回の改編は教育内容及び方法の改善を目指したものであり、実際に改善された部分も多いが、点検においていくつかの問題点も指摘されており、まだ改善の余地も多い。また、再編成に対する客観的評価もまだなされていない状況であり、その評価を以って改善に対する達成度を評価する必要があり、ここでは「B」と評価する。

(3) 残された課題

教育課程の客観的評価の実施と改善

授業評価を含めて教育課程について客観的に評価する仕組みが無い状況となっており、教育課程を評価し、今後の改善を進めていく上で客観的評価手法の導入を図ることが必要不可欠である。また再編により分野融合のメリットが失われた部分もあり、この部分についての見直しを図っていく必要がある。また現在検討中の博士課程との連携を考慮した改善についても考慮する必要がある。

学位授与方針・基準の明確化

現在の時点では学位授与の方針、基準について明文化されたものはなく、審査委員会の個々の委員に委ねる方法を取っているが、今後はより明文化された基準を設けるとともにその透明化に取り組んでいく必要がある。

社会人・留学生に対する教育上の配慮

高度職業人の育成を担う事業構想学研究科の特性上、社会人入学のニーズも比較的高い状況にあるが、それを支援するための十分な体制が取れていない状況にある。これらの支援のための工夫が必要とされている。

(4) 残された課題の達成の見込み

教育課程の客観的評価

ア) 教育課程に関する客観的評価の実施

教育課程についての評価を行うため、修了生や受入れ先の企業等への追跡的な客観的評価を導入する。(時期)平成19年度から検討を開始する。

イ) 学生による授業評価の導入

講義の質を改善させるために、授業に関する学生による評価を行う。(時期)平成19年度から実施する。

ウ) カリキュラムの再編成

上記評価を踏まえるとともに、博士課程との連携を図るためのカリキュラムの再編成を行う。(時期)博士課程設置時(平成20年度予定)の実施を目指す。

エ) シラバスの整備

現行のシラバスの電子化及びその充実を図る。(時期)平成19年度から実施する。

学位授与方針・基準の明確化

学位授与のための方針及び基準、プロセスの明文化を図る。(時期)平成19年度から検討し、20年度実施。

社会人・留学生に対する教育上の配慮

ア)社会人入学生のための単位認定

社会人入学制のための土曜開講、単位認定制度等の導入について検討を行う。
(時期)博士課程設置時(平成20年度)実施を目指す。

イ)外国人留学生の支援

チューター制等の外国人留学生の支援のための方策について検討・導入を図る。(時期)平成19年度より検討。随時、導入を図る。

3. 学生受け入れ

(1) 学生受け入れに関する目標

目標：入試方法を改善すること、および、定員を2倍に拡充すること。

目標の説明：大学院研究科への進学志望は本学学部卒業生に加え、多彩な経験をもった社会人、留学生、他大学の学部卒業生など年々多様化するとともに、研究員としての大学院教育の充実を図る必要に迫られている。このようなニーズに応えて、目標を設定している。

事業講想学研究科が求める人材は次の通りである。

「事業構想学」研究や、社会の動向や時代の流れに興味を持つ人。

身近なところから問題を発掘し、考え、自分の意見として表現する基礎的な能力を有する人。

地域社会活性化のリーダーを目指す人。

(2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群):大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

このような人材像に照らして、適合しうる可能性を持つ学生を得るために、幅広く募集を行うとともに、多彩な受験生を受け入れる選抜を行っている。研究科を開設した平成13年度より10名の定員で学部卒業見込み生(以降学部生)・社会人・外国人留学生を対象とした募集を行ってきたが、平成17年度よりカリキュラムを改定するとともに、専門領域を従来の3分野11専門科目から、空間デザインと情報システムを強化した4領域に再編して、定員を20名に拡充する改革を行った。選抜形式は「特別選抜(推薦)入試」(後述)に加え、「一般選抜(学部生対象)入試」「特別選抜(社会人・外国人留学生)入試」を行っている。選抜においては専門領域別専門科目試験、受け入れ教員を含む複数教員による面接などにより、志望動機・適正などを判断しており、研究テーマとの適合判断は十分に行われている。研究科の専門分野をビジネスプラン領域、地域プラン領域、空間デザイン領域、情報システム領域の4領域に分類しており、専門科目試験は各

領域から2題、合計8題の中から任意の2題を回答することにより、興味分野や視野の広い人材についても適合判断が可能としている。

評価項目2（基準協会B群）：成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

選抜形態の多様化を図り、優秀な人材の早期確保を目指して、平成18年度より、「特別選抜（推薦）入試」を導入してきた。平成18年度の特別選抜（推薦）入試においては本学および他大学、ならびに企業から成績優秀な応募者の推薦を受け、小論文試験・書類審査・面接試験により定員10名の選抜を行っている。

評価項目3（基準協会A群）：他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
特別選抜（推薦）および一般選抜ともに他大学の学部卒業（見込み）生も対象としており、本学学部生と同等に門戸を開放している。

各選抜方式の入試定員は図表5-1のとおりである。

図表5-1 選抜方式別定員 単位：人

	特別選抜（推薦）	一般選抜	特別選抜（社会人・外国人留学生）		合計
	学部生・社会人	学部生	社会人	外国人留学生	
研究科定員	10	10	若干名	若干名	20

評価項目4（基準協会B群）：「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

大学院進学を希望する成績優秀な学部生に対して、飛び級による大学院受験資格を認める制度を用意している。2年次までの履修科目を優秀な成績で修め、3年次終了までに卒業単位数取得の見込みがある学部生については、申請を受け、資格審査を行って受験資格の妥当性を判断する制度で、社会人学部生などから毎年1～2名の申請がある。

評価項目5（基準協会B群）：社会人学生の受け入れ状況

社会人の受け入れに対しても広く門戸を開放しており、特別選抜（推薦）および選抜試験による特別選抜（社会人）により応募することが可能である。

評価項目6（基準協会C群）：外国人留学生の受け入れ状況

外国人留学生については、社会人と同様に特別選抜（推薦）および選抜試験による特別選抜（外国人留学生）を通じて入学可能である。

評価項目7（基準協会A群）：収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

平成18年度の特別選抜（推薦）入試は定員10名に対して13名の応募であ

り1.3倍であった。また、一般選抜・特別選抜（社会人・外国人留学生）の応募は平成18年度入試では1.3倍前後であったが、平成17年度には第1次募集では定員が満たず、第2次募集を行うことによって定員を確保しているが、大学院開設以来、定員は満たしてきている。過去4年間の応募状況は図表5-2の通りである。研究科学生の男女比率・社会人比率などは、図表5-3に示すとおりである。

図表5-2 過去4年間の出願者・受験者・合格者・入学者

単位：人

	区分	特別選抜試験（推薦）		一般・特別選抜試験			実質倍率		
		年度	学部生	社会人	学部生	社会人	外国人留学生	推薦	一般・特別
事業講 想学 研究科	出 願 者 数	15			13				
		16			16				
		17			24				
		18	13	0	13	2	2		
	受 験 者 数	15			12				
		16			16				
		17			22				
		18	13	0	13	2	2		
	合 格 者 数	15			8				1.5
		16			12				1.3
		17			20				1.1
		18	13	0	11	1	1	1.0	1.3
	入 学 者 数	15			8				
		16			11				
		17			18				
		18	11	0	7	1	1		

図表5-3 年度別構成比

単位：人

区分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	合計
男女別入学者	男子	1	7	16	14	38
	女子	7	4	2	6	19
	合計	8	11	18	20	57
学部生・社会人等入学者	学部生	8	9	12	18	47
	社会人	0	1	4	1	6
	外国人留学生	0	1	2	1	4
	合計	8	11	18	20	57

図表 5-4 領域別入学者 単位：人

領域	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	合 計
ビジネスプラン			4	6	10
地域プラン			10	7	17
空間デザイン			2	4	6
情報システム			2	3	5
合 計			18	20	38

目標達成度：B

多様な人材を求め、専門領域を整備し、デザイン情報学科卒業の学部生を受け入れられるなどの改善を行った結果、20名の大学院学生の確保が可能となった。また、単に本学学部生のみならず、社会人、留学生の受け入れも徐々にすすんできている。ただし、まだまだ本学学部生が大半であり、かつ、平成17年度には第2次募集を行うなど、毎年確実に定員を確保できるまでには至っていない。また、社会人学生の応募が増えるための十分な施策がとられまでには至っていないと判断できる。

当初目標を達成したという観点で「B」評価と判断する。

(3) 残された課題

学生募集方法・入学者選抜方法の課題

推薦入試を設けた結果、平成18年度は13名の入学者を確保できたが、学内からの推薦志望者は必ずしも多くなく、平成19年度以降に確実に推薦者を確保できるか不透明な部分が多い。また、本学大学院進学希望者は、他大学への進学も同時に検討している学生もあり、国立系大学の大学院に進路変更する学生もみられ、ある程度の歩留まりを見積もっておかないとならない。さらに、景気回復にともなって早い時期での就職を希望する学生が多く、大学院進学希望者を確保することがなかなか難しい面もある。

また、生涯教育の一環として社会人に広く勉学の場を提供することは県立大学の大きな使命の1つであり、積極的に受け入れを考えてゆかなければならない。

(4) 残された課題の達成の見込み

学生募集・入学者選抜方法

学部学生の応募者増を図るため、学部在学学生に対しては指導ゼミ単位に進学指導の強化などの仕組みなどを今後も継続・強化してゆく。社会人の募集については現在でも行っているが、地元企業への働きかけを継続してゆく。長期的には、学部における社会人教育と同様に、企業に勤めながら勉学との両立を可能とする制度の充実であり、土曜日などの休日講義あるいは時間外講義、勤務場所に近いサテライトオフィスでの受講、10月期入学、早期修業など、いずれもカリキュラム編成や大学運営の重要課題であり、教務委員会、施設予算委員会と連携して検

討を加えてゆく必要のある課題である。

4. 教員組織

(1) 教員組織に関する目標

目標：大学院兼務教員を倍増し授業と研究指導を強化する

目標の説明：平成16年度における大学院改革にともなって院生定員を倍増したことにより、研究指導にあたる教員の拡充が必要なる。また、カリキュラムの改定に伴って、授業を担当する教員の拡充が必要になる。

さらに、平成17年度には、教員のなかから博士後期課程の設置を望む意見が多数出され、平成19年度に大学院改革とともに必要な設置申請を予定しており、これに対応する人材確保のための準備を行う。

以上から、教員組織にかかわる目標は、上記の教育研究の改革にともなって、これに対応できる教員組織とするため、大学院兼務教員を倍増し、授業と研究指導体制を強化することである。

(2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

研究科の使命は、地域社会への貢献をより高度なレベルで達成し、事業構想学の理念と応用の技術を備えた技術者・研究者を養成することであり、その教育目標は、「産業振興や地域振興を対象とした事業構想にかかわる高度職業人の養成」であることから、理論と実践双方の教育研究の指導ができる教員を用意している。教員は、各領域とも実業界出身あるいは実務経験を有する教員が半数以上を占め、一方で博士の学位を有する教員がほぼ半数になっていることから、上記の目標を実現するためにふさわしい教員構成となっている。

教員の配置は、指導教員による個別指導と、領域ごとの集団指導が可能になるよう、ビジネスプラン領域9名(教授7名、助教授1名、講師1名)、地域プラン領域8名(教授4名、助教授2名、客員教授1名、非常勤講師1名)、空間デザイン領域8名(教授5名、助教授2名、講師1名)、情報デザイン領域8名(教授5名、助教授3名)を配置している。

このほかに、特別講義などで、柔軟に非常勤講師を確保して対応している。

評価項目(独自): 教員組織の改善等

平成18年度から新カリキュラムにもとづく教育研究を行うことができる条件を整えた。

本研究科では、平成16年度までは専任教員15人(非常勤は9人)の教員で研究教育を担当していたが、その量的拡大を図るために、事業構想学部教員全員の資格審査を行い、専任教員31人(教授21人、助教授8人、講師2人)が教育研究指導に当たることになった。

教員の質的拡充については、大学院の教育研究を視野に入れた教員確保のため、学部と連携を図りながら新規採用を行ってきた。その詳細は学部編で述べられている。

今後の博士後期課程を含む大学院改革に当たり、新設する博士後期課程の研究指導教員としての資格のある教員を確保するために、現在研究科の教員で今後博士の学位取得が見込まれる教員に対し、早期の対応を勧告するとともに、学部における新規採用の教員選考に当たって、関連する業績を考慮してきた。

専任教員で対応することが難しい分野については、それぞれの教科にふさわしい人材を非常勤講師や特別講師として採用してきた。とくに、事業の現場における実践者を講師に迎えるよう配慮してきた。その詳細は教育内容の項で述べられている。

評価項目 2 (基準協会 B 群): 研究支援職員の充実度

研究科専属の研究支援職員は不在であり、教員の一部では外部資金の導入により、個別に支援スタッフを確保しているのが現状である。

評価項目 3 (基準協会 B 群): 「研究者」と支援職員との連携・協力関係

上記の状況にあり、該当していない。

評価項目 4 (基準協会 C 群): ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

共通教育費によって導入は可能だが、本学の教員がどちらかといえば個別的な指導を行っていることから、マスを対象とした T A は未だ導入していない。

評価項目 5 (基準協会 B 群): 教員の教育・研究活動の評価の実施状況とその有効性

学部教員の評価のなかで、院生による大学院教育の評価を行う制度になっているが、そこでは、少人数の授業については、回答者が特定しやすいことから、実質的には対象から除外されてきた。

教員の自己評価については、平成 17 年度には平成 18 年度研究補助金の配分を決定するに当たり、大学院独自で評価方法の検討を行い実施した。そこで、大方の業績については学部において評価されているので、研究科では外部資金の導入額によって評価し、これによって研究補助金額を配分した。平成 18 年度からの研究補助金は、全学的なシステムで評価することになり、上記の方法は 1 年間だけ実行された。

このように教員評価は学部主導で行われており、その中で大学院担当部分についても評価されている。その中には、担当授業科目の量や、研究業績などについても対象としており、実質的に大学院教員の自己評価が行われている。

評価項目 6 (基準協会 C 群): 教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

学部と同じであって、大学院独自の評価は行っていない。ただし、教育については、学部と一体と併せて行われており、授業の担当科目数・受講生数についてはカウントされ、評価されている。

評価項目 7 (基準協会 C 群): 教員の自己申告に基づく教育と研究に関する評価方法の導入状況

学部と同じであって、大学院独自の評価は行っていない。教育については、上記の方法で行われており、研究については学部の研究活動と区分することが難しいのが現状であり、現行方法が妥当ではないかと考える。

評価項目 8 (基準協会 B 群): 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

助手を除くほぼ全教員が学部と大学院を兼務しており、人的交流は密だと言えよう。とくに、学部と研究科の学内外で実施される演習を合同で行うことも日常的に行われている。現在、院生研究室が、学部の講義等とは別棟になっており、講義や演習を含んで日常的な合同の活動がしにくい現状にあり、改善のためのプロジェクトチームを立ち上げて平成 18 年度中に検討し、平成 19 年度には速やかに実現する予定である。

地域指定研究補助金制度の実施などにより、学部・研究科をこえて、あるいは学外機関のとの共同研究が拡大してきたが、これは全学的な取り組みであり、その項目を参照されたい。

目的達成度 : B

教員の倍増については、目的をほぼ 100% 達成した。

研究の支援職員については、人事が学部レベルで決定される中で、研究科としての対策を講じることが難しい状態の中で、外部資金から個々の教員が人材を確保することが現実的であり、気長に制度面の改善を訴えるほかはないことから、現状をある程度是とせざるを得ない。

大学院教員の募集・昇格や専任教員の確保などについても、上記と同様であり、設置者の財政的条件などからやむをえない状態といわざるを得ない。

教員の教育研究活動の評価については、教員のほぼ全員が学部との兼務という状況の中で、学部と一体的に評価することが妥当である。

以上から、評価項目として提示された高度な大学院の整備に当たっての指標としては、不十分といわざるをえないものの、提示した教員の倍増という目標は達成されていることから、「B」と評価できる。

(3) 残された課題

研究支援職員の確保

大学院における教育研究の質向上のためには、研究支援職員の確保は重要であり、その拡充を図る。

研究科内外の機関等との連携拡充

研究科内外の学术交流や共同研究については、大学院に限定した取組みではないのでここでの評価対象とはならないが、指定研究補助金制度が有効に機能していることに注目すべきであり、今後研究科の活性化を意識した取組みとしていくことを学長に要請する。

教員採用における配慮

大学院の専任教員の確保は、設置者の条件から困難であることから、学部人事との緊密な連携により対応することが望まれる。これまでも、教員の人事にあたって、大学院との関係を重視してきたものの、実学にかかわる教員採用にあたって、必ずしもこの点が十分に反映されないまま採用が行われたケースもある。博士後期課程の設置をより確実なものとするためにも、大学院における指導の有資格者を必要人数確保するよう学部教授会とも連携をとる。

(4) 残された課題の達成の見込み

研究支援職員の確保

研究支援職員の確保のため、外郭団体からの調査やプロジェクト策定などで人件費にも利用できる受託調査研究などを促進し、それによって職員の拡充を行う。そのためにも外部資金の導入のための共同研究の促進など条件整備が必要である。また、研究支援にかかわる職員の制度整備は、法人化のなかで実現できるように準備する必要がある。

研究科内外の機関等との連携

外部との共同研究を促進することができるよう、地域指定研究の拡充と制度の充実を図るよう学長に要請する。

教員採用における配慮

博士後期課程を含む大学院改革の中で、そこに必要な教員像を明確にし、学部と連携を図りつつ、教員採用に当たっては、大学院における教育研究を十分配慮した選考方法を用意する。

5. 研究活動と研究環境

学部に基礎を置く研究科であり、学部と同じである。

6. 施設・設備等

(1) 施設・設備等に関する目標

目標：院生の研究室を充実する。

目標の説明：宮城大学事業構想学部が設置される段階では、大学院設置の構想

について、院生の研究室等についてあまり詳細な検討が行われないうまま、その後へ平成13年に本研究科の設置を向かえた。設置に当たって、空間的にゆとりのある交流棟の一部整備によって対応が行われてきた。平成16年度までは、定員が10名であったため、それほど問題が顕在化しなかったが、定員拡大の平成17年度を迎える際の対応が遅れた。そこで、平成18年度において、院生研究室をはじめとする施設設備の充実のための検討を始めたところである。ここでは、院生の研究室を充実することを最大の目標とし、併せて関連する施設整備の充実についても検討の対象とする。

(2) 目標達成度についての自己点検評価

評価項目1 (基準協会A群): 大学研究科の教育研究目的を実現するための施設・整備等諸条件の整備状況の適切性

大学院研究科における教育研究は、一部の研究科専用施設・設備のほかに、学部の施設・設備を全面的に活用しながら、行われている。このことは、指導教員が学部との兼任であり、学部学生との合同ゼミなどにおいては有効な環境となっている。

しかしながら、院生の教室が別棟の交流棟に配置されていることから、指導教員との連携や合同ゼミの際に支障を生じることも少なくない。

また、もともと交流棟は、大学院の教育研究の場として計画・整備された施設ではなく、上述した教員の研究室から離れていることも含めて、必ずしも適切な教育環境とは言いがたい。

評価項目2 (基準協会B群): 大学院専用の施設・設備の整備状況

研究科専用の施設は、講義室1 (院生一人当たり1.77㎡)、演習室2 (一人当たり1.09㎡)、学生自習室2 (一人当たり6.70㎡) という状況である。学生自習室は、院生研究室として、院生の個人用の机椅子、パソコン、収納設備などが配置されており、一人当たりの面積でも十分な規模といえる。

しかしながら、講義室と演習室においては不十分な規模であり、またスライドなどが映写できる設備が常備されていないなど、設備面でも整っていないのが現状である。

また、院生研究室は、規模的には十分な面積を有しているものの、院生の自主的な研究活動を保証するための、図書資料ならびにパソコンのソフトなど設備面で不十分な状態にあるといわざるを得ない。

評価項目3 (基準協会C群): 大学院学生用実習室等の整備状況

院生実習室のなかで、特に空間・デザイン系の院生が制作・設計などの作業を行う専用のスペースが確保されておらず、このほかの実習室もなく不十分な整備状況である。

評価項目4 (基準協会C群): 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の適切性

研究者・教員が個人研究のために整えている設備以外では、特に研究科として装備しているものはない。研究科として共通に必要なとされる装備に関する議論も特に行われておらず、不適切といわざるを得ない。

評価項目 5 (基準協会 C 群): 先端的研究の用に供する機会・設備の整備・利用の際の、他大学の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

教員個人で東北大学などと連携関係を持っているほか、地域連携センターが宮城県基盤技術総合支援センターの組織する県内研究機関によるグループに所属しており、同センターならびに県内の大学・研究機関との連携が行われている。しかしながら、これらは特に本研究科としての連携ではなく、研究科としての独自の議論がなされていない状況であり、適切とはいえない。

評価項目 6 (基準協会 A 群): 施設・設備を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

院生環境の維持・管理にかかわる検討の場は、研究科教授会ならびに事業構想学部設置されている予算施設整備委員会があり、これらで環境整備の方向と管理方針などが検討され、実施されている。しかしながら、大学院関係の施設整備にかかわる手順について、教員側の認識も不十分であり、必ずしも円滑な検討が行われていない。

前述(評価項目 1)した院生の環境改善にかかわる問題を解消するために、平成 17 年度より、担当教員を配置して、院生からの意向把握など院生との協議の場を用意するという申し合わせが、平成 17 年度当初の教授会で了承された。しかしながら、院生・教員双方の対応が不十分で、平成 18 年度中盤まで、そのための院生と協議するシステムを用意することができなかつたため、環境改善にかかわる課題を明確にすることができなかつた。

この時点までこのような不十分な状況が続いた大きな要因は、当初設定した大学院の管理運営システムの不備にあるといえよう。つまり、大学院設置申請に際して記された内容に対応する責任の部門が明確にされないまま、教育研究指導だけが行われてきた結果だとといえよう。

このような状況を改善するために、平成 18 年度中盤になり、教員による院生環境の改善にかかわるワーキンググループの設置を教授会で了承し、検討を始めるとともに、共通教育費を充てて整備に取り掛かったところであり、平成 18 年度中に一定の整備を実現し、平成 19 年度には満足のいく状態まで整備を行う予定である。

評価項目 7 (基準協会 B 群): 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

図書情報センターで一括管理・運営が行われており、研究科として独自の記録・保管方法のあり方については検討されていない。

評価項目 8 (基準協会 B 群): 国内外の大学院・大学との図書館の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

図書情報センターで全学的に一括管理・運営が行われており、研究科として独自の記録・保管方法のあり方については特に検討されていない。

評価項目 9 (基準協会 C 群): コンテンツ(文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源)やアプリケーション・ソフト(個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア)の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度

図書情報センターで全学的に一括管理・運営が行われており、研究科として独自の記録・保管方法のあり方については特に検討されていない。

評価項目(独自): 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター(例えば、保存図書館など)の整備状況や電子化の状況

図書情報センターで全学的に一括管理・運営が行われており、研究科として独自の記録・保管方法のあり方については特に検討されていない。

目的達成度: B

院生の研究室を充実するという目標については、その実現が平成 18 年度後半にずれ込む予定であるが、検討・整備の体制が整ったこと、予算的にもおおむね確保されていることから、目標達成の見通しがついたと考えてよい。したがって、一定の評価はできるので、「B」と評価できる。

(3) 残された課題

院生環境にかかわる維持・管理体制の整備

設定した目標については、改善の見通しが得られたものの、継続的に院生の要望を聞き、教員や事務局との意見交換・検討の場を用意する必要がある。

教育環境の充実

講義室、演習室については一人当たりの面積規模も小さく、研究科の教育環境は不十分だといわざるを得ないことから、これらの整備拡充が求められる。

情報インフラのあり方に関する検討体制の整備

情報インフラについて、全学的システムに任せたままであるが、研究科としての対応の必要性やありようについて検討する必要がある。

(4) 残された課題の達成の見込み

上記の 3 つの課題について、責任を持って検討する大学院環境整備連絡会議(仮称)を、教授会の了承を得て常設する。その会議は、学部の学生委員会、教務委員会、予算施設委員会のメンバーから各 1 名を派遣して構成し、必要に応じて研究科長ならびに院生代表と協議の場を持つようにする。情報インフラについては、連絡会議が研究科内の情報分野の専門家と協議しながら検討する。

この会議は、平成18年度末までの時限つきで設置されている現在の環境整備ワーキングの成果を引き継いで、平成19年度当初から活動を開始する。

7. 社会貢献

(1) 社会貢献に関する目標

目標：社会貢献しやすい環境条件整備、地域連携センターとの連携、院生ベンチャー教育の充実をはかる。

目標の説明：実学を本旨とする本学の修士課程では、研究テーマの選び方や、フィールド調査等において、社会との密接な連携を持ちながら設定されることが期待されている。そうした環境を整備するために、この目標が設定された。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会B群): 研究成果の社会への還元状況

大学の研究成果の還元は、学部同様、公開講座等でなされているが、大学院としての社会への還元を特定して行っていない。

評価項目2 (基準協会C群): 地方自治体等の政策形成への寄与の状況

研究テーマに地域経済活性化や、地域ブランドに関する研究などがあるが、地域自治体等への政策形成等への寄与は、学部同様、教員が個別的に対応している。

評価項目3 (基準協会C群): 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

企業との連携は学部と同様のスタンスでおこなわれているが、共同研究はない。

目標達成度：B

社会貢献しやすい環境作りは、本学の学部教育から一貫した姿勢であり、大学院においても貫かれている。具体的には、研究テーマの設定、論文の作成過程での地域や企業人からの指導協力といった相互の接点づくりである。その過程を通じ社会へ還元していると考えている。

また16年から地域連携センターができ、センター主催の行事に積極的に参加するよう促しているが、まだ充分とは言えない。

院生ベンチャー教育の充実に関しては、自然学校の主宰・経営や、社会人と連携した産廃の処理等を目的とした企業の立ち上げといった成果が見られる。しかしながら、会社経営に従事した一部の学生には、企業倫理や社会との交流に難点をもつ事件に巻き込まれる事例もあった。大学院と社会との交流の仕方に課題が残った感がある。こうしたことから、「B」と評価する。

(3) 残された課題

学部と大学院の連携

社会貢献は、学部と大学院が一体となって取り組める性格のものであり、学部をはじめ学内での連携をより一層保つ必要がある。

大学院と社会との交流

ベンチャー支援は、ある程度成功しているが、前述したように、事件に巻き込まれるなどの問題があった。社会的不正に関する教育が必要である。

(4) 残された課題の達成の見込み

学部と大学院の連携

学部や、地域連携センターなど学内組織を利用した研究科指導とそのことによる社会貢献を実現する。平成19年度以降に体制を整備し、連携を強化する。

大学院と社会との交流

企業倫理教育の徹底や、企業との橋渡しをしながらの社会貢献活動を構築する。平成19年度に着手する。

8. 学生生活への配慮

(1) 学生生活への配慮に関する目標

目標：就職指導支援、留学生支援に努める。

目標の説明：大学院生の学生生活は、かなり自主的に自らを律している感がある。そこで、目標を主に異国での生活をする留学生と、修士課程修了後の学生の就職指導に特化した。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会A群): 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

大学院生の要望に応じられるように学生支援班では、学内及び外部からの財団、機関などからの支援・助成の情報をメール、掲示等で適時に情報の公開をしている。少ないパイではあるが友好的に分配している状況にある。特に留学生支援に関し、情報デザイン学科のほとんどの留学生が学費の全額免除を受けているという恵まれた状況にあった。

評価項目2 (基準協会C群): 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

開学時の起業家育成という理念があるために企業研究会、専門技術勉強会、各種会合や諸活動に参加することを推奨している。

評価項目3 (基準協会C群): 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

学内には懸賞論文や各種コンペの募集ポスターを貼って応募を促している。学生班や他の委員会に送付されてきたものは、適任教員に配布して学生に案内をし

てもらっている。

評価項目 4 (基準協会 A 群): 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

学生相談室のサポートも厚く、適切に行われている。留学生に対しては、学生委員会の中にある留学生交流推進会議、留学生各種制度説明会議等の小委員会を持って、生活、勉学、アルバイトなどの相談にあたっている。本学は他大学にあるような留学生のための施設などは所有していないが、各指導教官のアドバイスもあり、留学生も安心して快適な研究生生活を過ごしている。

評価項目 5 (基準協会 A 群): ハラスメント防止のための措置の適切性

学部同様に、全学委員会が中心となり適切に行われている。

評価項目 6 (基準協会 A 群): 学生の進路選択に関わる指導の適切性

大学院研究科における就職指導（留学生も含む）は、指導に高度な専門性が必須となっているため、大学として組織的に関与しておらず（ただし、キャリア開発室で学部生同様の就職のガイダンス、啓蒙講座などを受講することは可能）、指導教員ならびに学生個人に委ねられている。研究領域や教員の就職指導に対する考え方により、学生への対応は相違している。

成人した個人に対して自主性を大切にし、個人のキャリア開発を本人に委ねるのは当然であり、そうした観点からすれば、指導は適切である。総体的に内定が決まるのが学部生よりは遅れているが、全員内定先を決め卒業を促している。社会人入学の大学院生は、現職の職場に復帰するケースがほとんどとなっている。

目標達成度：A

留学生に対する支援は、多くの国際経験豊かな教員のアドバイスも機能しており、十分に行われているといえる。

就職指導についても、全学的フォローを要せずに順調に行われている状況である。これらを勘案し、達成度は「A」とであると判断できる。

(3) 残された課題

就職指導支援の全学的体制の整備

個人のキャリア開発を本人に委ねている点は、観点を換えれば、大学として指導の適切性を欠いているとの指摘も存在しよう。

(4) 残された課題の達成の見込み

就職指導支援の全学的体制の整備

そのような指摘に対しては、各教員の就職指導に対する考え方を相互に認識した上で、独立法人化を目途に、大学院研究科としての考え方ならびに対応する枠組み構築の検討が必要である。

9. 管理運営

(1) 管理運営に関する目標

目標：教授会運営の改善、教員資格の整備、博士課程設置条件整備を図る。

目標の説明：事業構想学研究科の設置にあたって、設置当初から一部教員が教育・研究指導を担当してきたことから、教授会はその一部教員で構成してきたが、担当教員倍増にともなって、担当教員全員による教授会構成とする。

また、これまで研究科教授会は学部教授会の補完的な役割を担うような運営がされていたが、学部教授会との連携を重視しつつ研究科教授会として必要な独自性を確立する。さらに、効率的な教授会運営を図る。

研究科長の公正で民主的な選出方法を実現する。

さらに、院生の定員倍増にともなって、検討課題も拡大することから、学部中心に設置されている各種委員会の運営方法を見直す。

研究科設置時点の検討で、博士後期課程は不必要との判断がなされたが、次第にその設置要望が高まり、平成17年度には実現の方向で検討が始まった。博士後期課程設置を含む大学院改革に対応できる条件整備を行う。

(2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

学部教員のほぼ全員が大学院の教育研究にあたることになり、その教員全員を教授会メンバーとして編成することが実現した。これにより、教員全員が教学上の役割を担い、その管理運営の検討に全員がかかわる体制が整った。

研究科教授会の定例化と効率的運営を行うために、教授会の議題整理会議の開催、事務局との事前調整の実施、議事内容の定型化など教授会の運営方法を確立した。また、教授会の効率的運営に努めた。

学部における各種委員会のなかに、大学院担当者を確定し、責任をもって大学院業務に対応することとした。

博士後期課程の設置に向けて、ワーキンググループを設置して検討を始めた。さらに、関連する院生環境の整備検討を行うためのプロジェクトチームの組織化を準備している。

評価項目2(基準協会B群): 大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との相互関係の適切性

学部長、研究科長、各学科長、教務委員長をメンバーとする教授会議題整理会議を設け(詳細は学部編を参照)、ここでは、それぞれの教授会の議題整理について教授会に先立って行うようにした。これによって、研究科教授会と学部教授会との連携が可能になった。また、研究科長の代行を学部長とし、必要に応じて補佐することにした。

一方で、両教授会ならびに議題整理会議ともに、それぞれの教授会の議事提案

を尊重して運営することから、それぞれの独自性は尊重されている。

評価項目3（基準協会B群）：大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

研究科長の選出に当たっては、教授会構成メンバー全員により、無記名投票など選挙規定に則って実施している。また、再任は一期のみ1年の期間と限定し、教授会運営の民主化を維持する努力は学部教授会と同様である。

目標達成度：A

研究科教授会の運営、研究科長の民主的選出、教学上の運営にかかわる各委員会内部の研究科担当委員の設置、大学院博士課程設置検討ワーキンググループの設置と申請準備など、目標のほとんどを達成できたことから、「A」と評価できる。

（3）残された課題

教学上の管理運営組織との関係

教学上の管理運営組織としての各種委員会との関係は、各委員会内部に大学院担当者を配置することで実施してきたが、中には十分な対応が得られない委員会もあり、より適切な運営方法が求められている。

業務の効率性

委員会で対応できない緊急の課題については、ワーキンググループの設置で対応してきたが、他の業務に時間をとられ、敏速な業務執行が難しい。このような課題の出現に機動力を発揮できる体制を用意する必要がある。

事務職員との連携

大学の事務業務との境界と考えられる作業について、敏速に事務職員から支援を得られないケースがしばしば見られ、作業効率が低く対策が必要である。

（4）残された課題の達成の見込み

教学上の管理運営組織との関係

研究科教員に対して、研究科における管理運営業務の重要性を訴えるとともに、研究科長の業務を補佐する科長補佐教員を配置する。この教員は、他の委員会の担務を免除し、自己の教育研究以外は、この補佐業務に専念できるようにする。

しかしながら、現有の教員数で対応することには限界があり、学長を通して設置者との協議を行うよう希望する。

業務の効率性

上記に同じ。

事務職員との連携

研究科と学部の事務作業を担当する専任の事務職員は建前上存在することになっているが、実質的にはない。研究・教育の充実の観点から、そうした事務局組織のあり方を早急に見直す必要性に迫られている。一方、現有の事務職員数での対応はできない事情も事務局側にあり、この点については学長を通して設置者との協議を行うとともに、少なくとも法人化の時点には具体化を図る必要がある。

10 . 事務組織

第1部 大学の部、参照。

11 . 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価に関する目標

目標：自己点検・評価の改善への反映、教員評価への積極的な対応、授業評価方法の改善。

目標の説明：本学は平成14年度に大学外部の有識者による外部評価を受け、自己点検・評価についても、研究科設置の平成13、14年度の2年間を対象に実施した。教員評価は学部と一体的に行われており、授業評価については平成15年に修士1、2年生および修了生に対して実施されている。

(2) 自己点検評価

評価項目1 (基準協会A群): 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

事業構想学研究科の自己点検・評価に関する事項は評価委員会が扱っており、委員会内部に大学院担当者を配置している。学部同様、自己点検評価報告書の編集、教員評価などを行っているが、定員が少なく回答者の特定を避けるという考え方から、授業評価アンケートについては実施されていない。評価委員の大学院担当者1名が全学評価委員会に出席し、全学方針との整合をとっている。

教員評価については、学部教員全員が研究科担当教員であるため、学部と一体的に評価されるシステムになっている。

学生による授業評価は、旧カリキュラムの平成15年に修士1、2年生および修了生に対して行われているが、それ以降、新カリキュラムの移行時期と重なったこともあり、定常的な手法が確立しておらず実施に至っていない。

評価項目2 (基準協会A群): 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院設置3年目の平成15年に自己点検・評価を実施した。根本的な問題については、研究科教授会における議論を経て、全学で設置された改革委員会において意思決定を行っている。

研究科に関する自己点検・評価報告書は、評価委員会がとりまとめを行うが、各章の内容の検討、執筆については研究科長および各担当委員会が行っており、現状の把握、問題点の整理をベースに研究科教授会および各委員会で改善への議論が行われている。課題によっては必要に応じて検討ワーキンググループを設置している。

評価項目3（基準協会B群）：自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

平成17年度の自己点検評価報告書は大学基準協会の審査項目に沿って作成され、内容に偏向が無いように配慮されている。また、これまで学部と研究科の自己点検・評価を別々に違う年度で行っていたが、今後同時に行うことにより、学部と研究科が一体である本学の特性を総合的連続的に捉えることのできる仕組みとなった。

評価委員会で取りまとめた報告書は研究科教授会を経て全学評価委員会で内容が審議され、最終的には学外に公表されることにより、その客観性妥当性を得ている。自己点検・評価の基礎データとなる教員の実績も教員データベースとしてWeb上で公開しており客観性精確性を担保している。

目標達成度：B

研究科は学部と一体的な組織として自己点検・評価を実施し、積極的に大学院改革に反映させてきたことは評価できる。しかし、設置6年を経て、学生定員や担当教員の拡充、カリキュラム改訂、博士課程設置検討など大学院改革が進んでいるにもかかわらず、自己点検・評価や授業評価が1回しか行われておらず、単に学部の延長でない、研究科としての視点に立った自己点検・評価という意識にと欠けている面があり、「B」評価が妥当と思われる。

（3）残された課題

自己点検・評価結果の研究科戦略への反映

自己点検・評価で明らかになった現状・課題に対し、担当委員会が明確であっても学部と研究科一体の委員会であるため、議論が学部の問題に集中する傾向にあり、研究科としての議論が進まない場合がある。

また学部同様、担当が明確な個別の問題に対しては各委員会において議論を進めることができるが、研究科全体の戦略や各委員会の所掌範囲外の問題については、新しい組織を立ち上げるか、委員会の所掌事項を広げるか、問題解決の仕分けが不明瞭なままの懸案となっているものも見受けられる。

研究科における学生からの意見聴取方法の未確立

学生からの意見聴取は平成15年度にアンケートが行われ、それ以降実施されていない。無記名であっても履修者が少なく記入者が特定できるため、学部と同じような方法で行うことは難しい。

（4）残された課題の達成の見込み

自己点検評価における課題の整理と組織的な対応

自己点検評価後、評価委員会において明らかになった課題について整理し、問題に対応すべき組織（委員会・ワーキンググループ等）を研究科教授会に提示、確認する。また、各委員会の中でも学部と研究科の問題を整理し、研究科の事項についても十分な対応を行えるように注意を促す。その後は、各担当から議論の

経緯を報告してもらい、研究科としての方針を決定していく方法が考えられる。

学生からの意見聴取方法の確立とそれを反映する方法の検討

単純な科目対応の授業評価アンケートでなく、学生生活や進路などについても学生の率直な意見が聴取できる方法、実施時期について検討し、アンケートやインタビュー等試行を経た後、定常的に実施できる手法の確立、体制作りを行う。修了生も多数輩出しているため、自己点検・評価を実施する際に、意見を集めることも考えられる。また、施設整備のワーキンググループなどに学生を積極的に関与させ、意見を直接反映させる仕組みも検討する。

1 2 . 情報公開・説明責任

(1) 情報公開・説明責任に関する目標

目標：ホームページ刷新や教員データベース等への積極的対応を行い、社会的責任を全うする広報の充実を考える

目標の説明：本学部では、情報公開や説明責任の履行を、紙ベースから状況を見ながら徐々にWebなどへシフトすることを目標に掲げ、そのためにホームページの刷新やデータベースへの積極的な対応を目標に掲げている。

また、特に、研究科では、社会と密接に接点を持ちながら教育研究をしていることから、社会的に明確な説明責任を求められるケースも多々ある。

そうしたことから、学部と協力しつつより強力な広報体制を構築する必要があり、この目標を設定した。

(2) 自己点検評価

評価項目 1 (基準協会 A 群): 自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

大学院設置 3 年目の平成 1 5 年と 1 7 年の二度に渡って自己点検・評価を実施しているが、いずれも冊子にまとめ、公開している。配布先は、学内外の関係者に広く配布している。Web への掲載も話題にはなったが、まだ Web 環境が十分に整備されていないことや自己点検の資料整備等が不十分だったこと等の理由から今後を持ち越すこととした。

評価項目 2 (独自): 社会的責任を全うする広報体制

本学部では、1 4 年に教員非違行為や 1 7 年度には、大学院学生が公正証書原本不実記載などの社会的に説明しなければならない事件が起きている。また、入試や就職等、より広く社会に認知してもらう必要のある事項等もある。

前者に関してはその広報体制が未だ整備されておらず、依然課題となっている。後者に関してはこれらが、入試委員会やキャリア開発委員会マターの広報となっている。

その意味で、学部・研究科一体となった広報体制の確立が必要とされている。

目標達成度：B

自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信は冊子で充分におこなってきたと考えられる。しかしながら、学部・研究科一体となった全体としての広報体制の確立にはまだ至っておらず、これらのことから、評価は「B」とする。

(3) 残された課題

学部と一体化した広報体制の確立

(4) 残された課題の達成の見込み

現在、入試広報は入試委員会、オープンキャンパスは広報委員会など別々の広報体制になっているがかかる業務の一元化をはかるため、現在の広報委員会の扱う業務に関し再考する。